

児童 扶養 手当制度 児童育成手当制度のお知らせ 特別児童扶養手当制度

【児童扶養手当制度】

離婚や死亡などにより父親がいない家庭や、病気・ケガのため身体や精神に障害がある父親を持つ家庭で、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(身体や精神に障害のある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している母親、または母親に代わって養育している方に手当が支給されます。

ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受給している場合や事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

★手当月額が改正されます。(平成18年4月から適用)

児童1人	現 行	改 正 後
全部支給	月額 41,880円	月額 41,720円
一部支給	月額 41,870円~9,880円の間	月額 41,710円~9,850円の間

●手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・婚姻したとき、または届けを出さなくても事実上婚姻関係(内縁・同居)となったとき
- ・受給者が公的年金を受給するようになったとき
- ・対象となる児童を養育しなくなったとき
- ・対象となる児童が父または母の死亡により公的年金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算対象となったとき
- ※このような状態に該当した場合や転出する場合には、速やかに役場福祉保健課の地域福祉班に届け出してください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格がなくなった月の翌日からの分を全額返還していただくことになります。

【児童育成手当制度】

母親に代わって養育している方が、老齢福祉年金以外の国民年金・恩給・厚生年金などの公的年金を受給している場合、児童扶養手当は支給されませんが、年金額が児童扶養手当基本額より少ない場合、その不足分を補うために児童育成手当として支給されます。

児童育成手当 = 児童扶養手当月額 - 公的年金月額

【特別児童扶養手当制度】

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している人に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障害を理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。

★手当月額はそのままです。(平成16年4月から適用)

児童1人	現行
1 級	月額 50,900円
2 級	月額 33,900円

※どちらの手当を受給している方も、毎年8月に引き続き受給資格があるかの確認を行う手続きがあります。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域福祉班 ☎0187-84-4907(内線2164)



農薬の残留基準が改正されます

- ■食品衛生法が改正され、平成18年5月29日から残留農薬に新しい基準が導入されます。
 - → 残留農薬のポジティブリスト制度
- ■この制度では、これまで残留基準がなかった農薬にも0.01ppmという基準(一律基準)が設定されます。
 - →ただし、現行制度の残留基準はそのまま適用されるほか、国際基準や欧米などの諸外国の基準が 適用される農薬もあります。
- ■出荷した農産物から、これらの基準を超える農薬が検出されると、その農産物の出荷停止や 回収などの対応を求められることがあります。

農薬の飛散による残留が心配されるのは?

散布しようとする農薬が、周辺の農作物に登録がない場合 ※次の場合は特に注意しましょう。

- ○異なる作物が作付けされているほ場同士の距離が近いとき
- ○隣の作物の収穫時期が近いとき
- ○飛散が起こりやすい散布方法のとき
- ○同一のほ場に複数の作物が作付けされているとき
 - ・風が強いほど飛散する距離が大きくなります
 - ・散布ほ場に近いほど飛散する量が多くなります
 - ・粉剤は、少しの風でも飛散するので注意が必要です
 - ・細かい散布粒子のノズルを使う場合や散布する圧力を上げ過ぎた場合には、飛散する量が多くなります

農薬の残留、飛散を防止する対策は?

- 1. 農薬の基本的な使用方法を守る
 - ○農薬のラベル(農薬使用基準)に基づいた使用をする
 - ○風の強い日は農薬を散布しない
 - ○必要最小限の農薬の散布に努める
 - ○散布する方向や散布位置に気をつける
 - ○農薬散布後は防除器具、ホース、ノズルを洗浄する
 - ○防除の記帳を行う(対象作物、散布した日やほ場、使用農薬、希釈倍数など)
- 2. 周辺ほ場の生産者との情報交換(コミュニケーション)
 - ○農薬の散布する時期を伝える
 - ○使用する農薬の種類を伝える
 - ○周辺農作物の収穫時期を伝える
 - ○飛散防止について話し合う
- 3. こんな対策も有効
 - ○周辺の農作物にも登録のある農薬を使用する
 - ○飛散しにくい剤型(粒剤等)の農薬を使用する
 - ○ほ場の境界区域では農薬を散布しない
 - ○周辺の農作物をネットやシートなどで一時的に被覆する





役場(仙南庁舎)農政課 農政班 ☎0187-84-4908(内線3203)